

環政第1146号
令和4年2月1日

名護市長 渡具知 武豊 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



名護市新設廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価書に対する知事意見
について

令和3年12月22日付けで送付されたみだしの環境影響評価書について、沖縄県環境影響
評価条例第42条第3項により読み替えて適用される同条例第22条第1項の規定により、別
添のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

名護市新設廃棄物処理施設整備事業環境影響評価書に対する知事意見

本都市計画対象事業は、老朽化が進んでいる名護市環境センター等の廃棄物処理施設のうち、新たに一般廃棄物焼却施設及びリサイクルセンターを整備することを目的としている。

都市計画対象事業実施区域（以下「対象事業実施区域」という。）は、名護市安和地内の採石場跡地であり、対象事業実施区域及びその周辺は、自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区等の環境の保全に関して特に配慮すべき地域が存在せず、主にギンネム等の外来種が優占する二次林及び造成地（採石場）となっている。

一方、対象事業実施区域に近接する名護湾沿岸域は「自然環境の保全に関する指針（沖縄島編）」において、評価ランクⅡ「自然環境の保全・保護を図る区域」となっていること、対象事業実施区域の南側に接する一般国道 449 号は、沖縄風景街道（沖縄地方風景街道協議会）に登録されていることなどから、海域や景観に関して配慮が必要である。

については、下記の事項について勘案し、環境影響評価書（以下「評価書」という。）の記載事項に検討を加えて補正し、対象事業実施区域及びその周辺の生活環境並びに自然環境の保全に万全の対策を講じること。

また、沖縄県では、沖縄 21 世紀ビジョンの将来像の実現に向けた取組として SDGs を推進しており、環境影響評価制度は SDGs が目指す持続可能な開発に資するものであることから、本事業の環境影響評価についても SDGs の理念に基づき、適切に実施すること。

記

1 総合的事項

(1) 事業計画等について

事業計画について、可能な限り具体的な内容を記載したとしているが、焼却施設その他の施設、環境保全措置の具体的な内容（構造、能力等）が十分に示されていないものがある。

については、より具体的な内容及びその内容を踏まえた環境影響評価を補正後の評価書（以下「補正評価書」という。）に示すよう努めること。具体的な内容を示すことができないもののうち環境影響が生じると考えられるものについては、当該事項に係る環境影響が生じた際の環境保全措置又は対応方針を示すこと。また、補正評価書の公告後に決定された焼却施設その他の施設、環境保全措置の具体的な内容については事後調査報告書に示すこと。

(2) 工事計画等について

ア 工事に伴い発生する残土の処理について、場内での仮置きや場外搬出に伴う赤土等の流出、粉じんの飛散、外来種の拡散等を防止するための環境保全措置を補正評価書に示すこと。

イ 沈砂池における土砂の堆積について

(ア) 沈砂池は地下浸透構造を有する計画としていることから基本的に土砂の堆積は想定されないとしているが、沈砂池に土砂が堆積しない場合、海域へ土砂が流出している可能性が考えられる。

については、評価書に示された環境監視調査に加えて、降雨後において周辺海域（沿岸域）の監視を行うとともに、周辺海域において、SS、濁度等の増加が確認された場合には、沈砂池における堆積土砂の状況も踏まえ、原因を究明し、必要に応じて専門家の指導・助言を得て、環境保全措置を講じること。

(イ) p. 2-44 において、沈砂池に土砂が堆積するような状況が確認された場合は、土砂の除去等の必要な対策を講じるとしているが、除去後の堆積土砂の処理に関する具体的な内容が示されていない。

沈砂池の堆積土砂を乾燥させ盛土材として再利用する場合には、乾燥させるためのスペースの確保や赤土等流出防止対策が必要となることから、除去後の堆積土砂の処理に関する具体的な内容を補正評価書に示すとともに、その内容も踏まえ環境影響評価を実施すること。

(3) 環境保全措置等について

沖縄県環境影響評価技術指針第1章第4の8（環境保全に関する事項）では、環境保全措置の効果の不確実性の程度を明らかにすることとしている。

しかし、評価書第8章では環境保全措置の効果の不確実性の程度を「あり」としているがその程度が確認できないもの、「なし」としているが人的要因、環境保全措置の手法、仕様等による効果の不確実性があると考えられるものがある。

については、環境保全措置の効果の不確実性の程度に関して、再度整理するとともに、同指針第1章第4の9（事後調査の項目及び手法等の選定）を踏まえ、必要な事後調査を実施すること。

2 個別的事項

(1) 景観

垂直視角を用いた環境影響評価において、参考文献としている「自然との触れ合い分野の環境影響評価技術検討会中間報告書～資料編～」では、垂直視角と鉄塔の見え方について、垂直視角10～12度（距離400m）の場合、「圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり周囲の

景観とは調和しえない。」とされている。

しかし、実施された環境影響評価では、一般国道 449 号沿いの駐車場（距離約 200m）からの煙突の垂直視角が 12.4 度と予測され、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあり、圧迫感を与えず周辺環境と調和するような外観・色彩・形状とすとした環境保全措置についても、効果の不確実性の程度が大きいと考えられることから、事後調査等により供用後の景観の状況を把握すること。

(2) 廃棄物等

リサイクルセンターから発生する廃棄物等の発生量、民間処理業者の受入可能量に占める発生量の割合等に誤りがあることから、再度環境影響評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、廃棄物等が滞りなく処理される事業計画とすること。